東京都のうち 文京区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 台東区	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 墨田区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 江東区	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五キロリットル以上 三　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 墨田区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五キロリットル以上 三　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 台東区	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 文京区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、を

東京都のうち 江東区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四キロリットル以上 四　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 品川区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 目黒区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
東京都のうち 目黒区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
		三　軽油のタンクの容量が四キロリットル以上 四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、を